

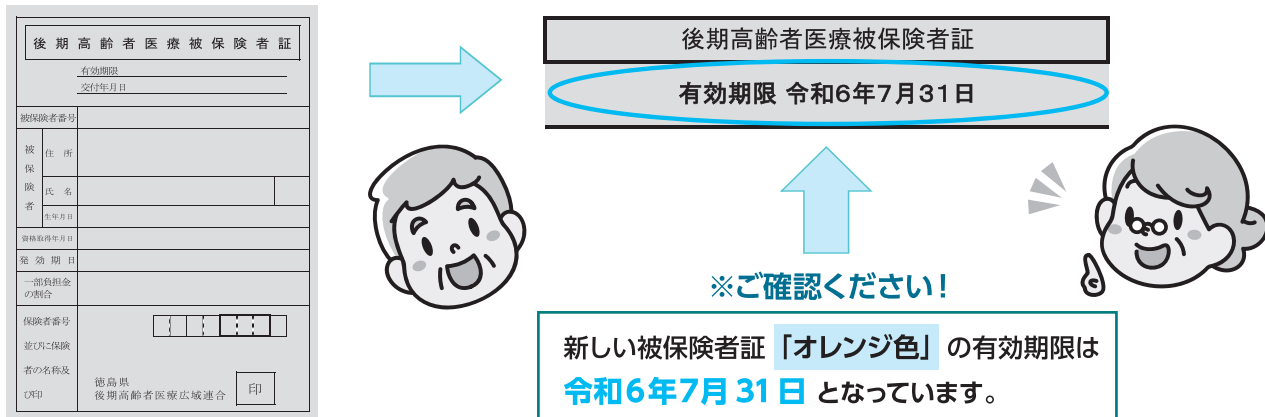
①新しい被保険者証を7月末までに交付します

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和5年7月31日」となっている〔みどり色〕の「後期高齢者医療被保険者証」をおひとりに1枚お渡ししています。

この有効期限を更新するため、7月末までに市保険年金課から「有効期限 令和6年7月31日」と記載された新しい被保険者証〔オレンジ色〕をお届けします。

8月1日以降は、古い被保険者証〔緑色〕は使えませんので、受診の際はご注意ください。

※新しい被保険者証の一部負担金の割合（1割、2割または3割）は、令和4年中の所得に基づき判定します。



【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他合計所得金額が320万円未満」は1割
2割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額が320万円以上」は2割
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上は3割 ※次に該当する場合は、申請により負担割合が1割または2割になります。 ・住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合 ・70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合	住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯は3割 ※次に該当する場合は、申請により負担割合が1割または2割になります。 ・住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合

②7月は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新の時期です

医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄いむらさき色）」（以下、減額認定証）または「後期高齢者医療限度額適用認定証（ねずみ色）」（以下、限度額認定証）を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

この認定証は、毎年7月末が有効期限となっているため、現在、認定証をお持ちの方で継続して該当される方には、7月末までに新しい認定証をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

「減額認定証」「限度額認定証」を現在お持ちでない方で、新たに認定を希望される方はお問い合わせのうえ交付申請の手続きをしてください。

【申請・お問い合わせ先】

市保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口） ☎ 32・4120 / FAX 35・0173
Mail: hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp